

政 策 Ⅲ－１－(3)－①

1. 政策及び16年度重点施策等

政 策	中小企業金融の円滑化
16年度重点施策	① 意見交換会等での要請 ② 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用 ③ 中小企業の実態に即した的確な検査の実施 ④ 担保・保証に過度に依存しない融資の促進
参考指標	① 金融機関等への要請状況 ② 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの受付状況（受付件数）、中小企業に対する貸出態度の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.） ③ 検査実施状況（マニュアル別冊の運用状況に関する検査モニター結果等） ④ 担保・保証に過度に依存しない融資への取組状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	企業金融が円滑に行われること

3. 政策の内容

中小企業を巡る金融環境は、このところ改善されてきてはいるものの、全体としてはなお厳しい状況にあるため、金融庁としては、地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組むこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

金融庁では、以前より中小企業金融の円滑化に向けて、様々な対策に取り組んでいます。中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観（平成17年6月調査）の「（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.」（D.I.＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）は+8と、15年第1四半期から10四半期連続して改善しています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 意見交換会等での資金供給の円滑化に関する要請等

業界団体等との意見交換会等、機会ある毎に金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請を行っています。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報を検査・監督に活用しています。さらに、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、各金融機関が策定した機能強化計画について、中小企業金融の再生を促進する観点から、早期事業再生に向けた取組みや担保・保証に過度に依存しない融資に関する取組みなどの各種取組みが着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めました。

② 中小企業の実態に即した的確な検査の実施等

ア. 金融検査マニュアル別冊の周知徹底

中小企業金融の円滑化を図る観点から、検査官及び金融機関などに金融検査マニュアル別冊を周知徹底しました。

イ. 中小企業の経営実態に即した検査の推進のための施策

上記記載の金融検査マニュアル別冊の周知徹底のほか、中小企業の経営実態に即した検査の推進のための施策を講じました。

③ 市場型間接金融の促進等

グリーンシート^{※1}の証券取引法上の位置付けの明確化や貸出債権市場の活性化など市場型間接金融への取組みを行うことにより、中小企業金融の円滑化を促しました。

(2) 評価

① 意見交換会等での要請

業界団体等との意見交換会（年末、年度末）において、金融担当大臣から、民間金融機関及び政府系金融機関の代表者に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請を行いました。

また、金融庁と業界団体との意見交換会（原則毎月開催）等、機会ある毎に金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化の要請を行いました。

これらの取組みは、中小企業金融の円滑化についての当局の姿勢に対する各業

^{※1} グリーンシートとは、証券取引所へ上場していない企業の株式を売買するために、日本証券業協会が1997年7月からスタートさせた制度です。ベンチャー企業、あるいは産業再生・企業再編等で資金需要のある未上場企業に資金調達の場を提供するもの。

界の一層の理解に寄与したものと考えています。

② 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用

貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報の検査・監督における適切な活用、意見交換会等での要請、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行いました。金融機関の「(中小企業に対する)貸出態度判断 D.I.」(日銀短観 16 年 6 月調査)は+8 と、15 年第 1 四半期から 10 四半期連続して改善しており、中小企業金融の円滑化に一定の効果があったものと考えています。

【資料 1 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付件数】

14 年 10 月 (開設時) ~17 年 6 月末の受付件数	1,779 件
うち 14 事務年度の受付件数	885 件
うち 15 事務年度の受付件数	602 件
うち 16 事務年度の受付件数	292 件

【資料 2 日銀短観 (17 年 6 月調査)「(中小企業に対する)貸出態度判断 D. I.」(有効回答社数 4,767)の推移】

(四半期ベース)

14/12	15/3	15/6	15/9	15/12	16/3	16/6	16/9	16/12	17/3	17/6
▲10	▲9	▲8	▲5	▲4	▲2	+2	+3	+5	+7	+8

(注 1) D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注 2) 16/3 から調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、また、調査対象社数を増加している。

③ 中小企業の実態に即した的確な検査の実施等

16 事務年度においては、以下のように、金融検査マニュアル別冊を金融機関及び検査官へ周知し、さらに、金融検査マニュアル別冊を活用する検査については、検査モニターにおいて全ての被検査金融機関から、別冊の運用状況を確認したことにより、中小企業の経営実態に即した検査の推進に寄与したものと考えています。

ア. 検査官に対し、金融検査マニュアル別冊についての研修等を重点的に実施し、周知徹底を図りました。

イ. 各財務(支)局において金融検査マニュアル別冊についての金融機関向け説

明会を22回（延べ244機関参加）、借り手の中小企業経営者向け説明会を140回（延べ180団体参加）開催しました。

ウ. 16年9月、金融庁幹部が各財務（支）局に出張した際、地元の商工団体等を訪問し、金融検査マニュアル別冊の説明会を行いました。

エ. 金融機関に対し、金融庁と金融機関団体との意見交換回や、金融機関代表者との意見交換会（年末、年度末）において、金融担当大臣から、金融検査マニュアル別冊の周知を要請しました。

地域金融機関について、金融検査マニュアル別冊を踏まえ、中小企業再生の支援に向けた取組状況を検証し、問題点を指摘したことにより、中小企業の実態の的確な把握を促し、再生支援に向けた取組態勢の向上を促しました。

なお検証の結果、例えば以下のような問題点が検査で指摘されました。

- ・ 企業再生支援の取組みについて、経営改善計画が、債務者と十分な意見交換を行わないまま銀行の営業店主導で作成され、人員不足から本部の専担部署の関与が適切になされなかったため、実現可能性が低いものとなっている事例。

また、各検査班には金融検査マニュアル別冊の担当者を配置し、その運用状況を確認したほか、金融検査マニュアル別冊を活用する検査については、検査モニターにおいて全ての被検査金融機関側から、別冊の運用状況の適切性を確認しました。その結果を検査にフィードバックすることにより、金融検査マニュアル別冊を踏まえた検査をより浸透させたものと考えています。

④ 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

業界団体等との意見交換会（年末、年度末）において、金融担当大臣から、民間金融機関及び政府系金融機関の代表者に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともに、個人保証の利用にあたっては過度なものとならないよう要請しました。また、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、各金融機関が策定した機能強化計画について、中小企業金融の再生を促進する観点から、早期事業再生に向けた取組みや担保・保証に過度に依存しない融資に関する取組みなどの各種取組みが着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めました。

次頁「資料3」に示すとおり、金融機関の担保・保証に過度に依存しない融資は増加しており、上記の取組みはそのような融資の促進について、一定の成果があったものと考えています。

【資料3 各金融機関の担保・保証に過度に依存しない融資への取組み】

- ・ 主要行—4大グループの全てが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を拡大。

15年度1兆5,200億円程度、16年度3兆100億円程度。

※ 貸出実行額。担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。

- ・ 地域金融機関—15～16年度におけるリレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組み実績を見ると、9割近くの金融機関が、担保・保証に過度に依存しない融資を推進。

15年度1兆4,791億円、16年度2兆7,737億円。

※ スコアリングモデル、財務制限条項を活用した融資、知的財産権担保融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資の合計。

以上のように、16事務年度に行った各施策については、中小企業金融の円滑化に一定の役割を果たしたものと考えています。

6. 今後の課題

中小企業金融の円滑化に向けて、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることや担保・保証に過度に依存しない融資の促進などについて、業界団体等との意見交換等の場において引き続き要請します。また、地域金融機関については、「新アクションプログラム」に基づき、各金融機関の自主的な経営判断により、中小企業の資金調達手法の多様化等を含む中小企業金融の円滑化に向けた各種取組みが進められることとなります。

更に、中小企業等に対する市場型間接金融等の促進に資する投資環境の整備について検討するとともに、引き続き金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切に対応していく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、（中小企業金融の円滑化に向けた）取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・日銀短観の「（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.」

10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、総務企画局政策課、総務企画局市場課、検査局総務課